

# 「統計法制度に関する研究会報告書(中間とりまとめ)」の概要

## 統計調査の民間委託の推進について

### 検討の背景

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等により、包括的民間委託を含め、一層の民間委託の推進が求められている。国民の個人情報保護に対する意識が一層高まり、調査環境が厳しい中で、一旦、民間受託者による情報の漏洩等の事件が発生すると、国の統計全体に対する国民の信頼が揺らぐ恐れ。

### 法的措置の検討の必要性

統計調査事務の民間委託の一層の推進を図る上では、**統計調査に対する国民の信頼の確保が必要**であり、そのためには、**統計調査により集められた情報の保護及び統計調査の適切な実施のための法制上必要となる措置を検討することが必要**。

### 法制上必要な措置

#### 情報の保護の観点

##### 基本的な考え方

統計法が、統計調査により集められた情報の保護のため調査実施者に課している義務や罰則を受託者に対しても適用すべきではないか。

##### 具体的な法制上の措置

調査対象者の情報保護・信頼確保のため、**受託者に対しても**

- ・調査票の適正管理義務
- ・秘密の漏洩や公表期日前漏洩に対する罰則（規定の明確化）

の規定を整備。

#### 統計調査の適切な実施の観点

##### 基本的な考え方

統計調査の具体的な調査方法は個別に決定されることになっているが、現行の統計法制上、民間委託に支障を生じる点がないか検討することが必要。

##### 具体的な法制上の措置

統計法上、指定統計調査のために設けられている規定の受託者への適用等について検討したが、いずれも**法制上の措置は不要**と考えられる。

(例) ・ 実地調査権の付与  
調査実施者自身が行使することで対応可能

- ・ 統計調査員資格の付与  
実地調査権の付与は必要ないことから統計調査員資格の付与を規定する必要はない。

# 統計データの二次的利用の促進について

## 統計データの二次的利用の促進の必要性

「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)、「政府統計の構造改革に向けて」等において、従来からの検討を踏まえ、**統計データの利用促進に関する制度的な検討の要請。**

現行の調査票の目的外使用制度では、指定統計調査の調査票を当該指定統計作成以外の目的に使用することは原則禁止。使用が認められるのは、行政機関との関連性を有する研究の一環での使用等に限定され、原則として総務大臣による個別の承認・公示の手続を経る必要があるなど、**統計データの有効活用を促進する観点からは問題。**

秘密の保護・調査対象者の信頼確保等に十分配慮しつつ、統計データの利用の促進に対応した統計法制度について検討が必要。

## 統計データの二次的利用の統計法制上の位置付け

### オーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供

新たな二次的利用の形態として制度化し、法制上明確に位置付けることにより、**統計データの多様な利用を促進。**

( 使用者の範囲の学術研究目的等への拡大、調査実施者の努力義務、独立行政法人等への業務の委託、手数料の徴収、第三者機関による匿名性の審査(匿名標本データのみ)等の規定を整備。 )

- ・ **オーダーメイド集計**： 調査実施者等が、個別のオーダーを受けて調査票を用いた集計を行い、集計結果のみ依頼者に提供するもの。
- ・ **匿名標本データ**： 調査票から地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなどの加工を行い、個体の識別を不可能にしたもの。

### 統計目的への統計データの使用

総務大臣による個別承認を行わず、調査票使用の判断を調査実施者に委ねることにより、**手続の簡素化を図り、統計データの利用を促進。**

( 判断基準等については法令に明記することとし、その内容は、これまでの目的外使用制度の基準を維持。調査実施者は、使用を認めなかった場合を含め、統計データの使用状況を総務大臣に報告。 )

( ) なお、統計以外の目的の統計データの使用は、最終的に個体識別されうる形で使用され、特に慎重に取り扱う必要があるため、特別の必要性が認められる場合に限り、引き続き、総務大臣が承認。

## その他の法制上の措置

調査実施者以外の統計データを使用する者についても、**調査票等の適正管理義務、秘密の漏洩又は窃用に対する罰則等を規定。**

**統計データアーカイブ**の具体的な設置の在り方については、引き続き検討。将来的な設置に備え、調査票の内容を転写した**電磁的記録**は出来る限り長期間保存。

届出統計調査及び承認統計調査に関する**オーダーメイド集計、匿名標本データの制度化**についても、指定統計と同様の規定整備を検討。

# 統計法制度の抜本的見直しの検討について

(参考)

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄) (平成17年6月21日閣議決定)

### <別表2> (6) 統計整備の推進

- ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日  
内閣府経済社会統計整備推進委員会報告書)

### 統計情報の多様かつ高度な利用

秘密の保護とそのための担保措置に特段の留意をした上で、調査票等の統計情報の利用促進のための法制上の措置を講ずるべき。

### 統計調査の民間委託の推進

統計調査事務の民間委託の推進に伴う法制上の課題について、法制上の措置を講ずるべき。

### 統計の体系化

### 「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方

### 行政記録の活用

## 統計法制度に関する研究会(総務省)

平成16年11月以降、政策統括官(統計基準担当)の下で、計10回にわたり研究会を開催。

### 【主な検討事項】

- 統計データの二次的利用の促進に関する論点
- ・匿名標本データの作成・提供の制度的導入
- ・オーダーメイド集計の制度的導入
- 統計調査の民間委託に関する論点
- ・統計調査に対する信頼の確保のための措置  
調査票等の適正管理、秘密漏洩等に対する罰則
- ・統計調査の適切な実施

連携

## 統計制度改革検討委員会(内閣府)

経済社会統計整備推進委員会の後継組織として、平成17年9月に設けられ、平成18年夏頃を目途に結論。